

3 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

「海洋の産業利用の促進」とは、海洋環境の保全との調和を図りながら、海域において行われる海運、水産、資源・エネルギー開発等の様々な経済活動及びそこに製品・サービスを提供する産業の活動を拡大することで、海洋の開発・利用による富と繁栄を目指す活動である。

水産業については、増大するリスクも踏まえた成長産業化及び地域を支える漁村の活性化を図るため、「水産基本計画」等に即し、複合的な漁業への転換等の漁船漁業の構造改革、沖合養殖の拡大等による養殖業の振興、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を推進する。これに加え、横断的な施策として、みどりの食料システム戦略、スマート水産技術の活用やDX、カーボンニュートラルへの対応等を推進する。

さらに、海洋の産業利用を促進していくためには、観光を含め海洋を使う様々な産業分野を開拓していくことや、我が国の離島における経済振興等も重要である。また、海洋産業を巡る様々な問題の解決に当たって、官民を挙げた戦略的な取組の促進、企業間交流の支援が必要である。

【KPI】

・漁港における新たな海業等の取組件数（現状：151件（令和5年度末）、目標：500件（令和8年度末））

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
造船、海運、基盤整備等 については1（2）ア等に記載						
(水産)	1)漁港における海業等を 推進するための仕組みづくり、 制度の見直し		漁港における海業等の推進、関係省庁・自治体等との 連携体制の構築、広報の強化等			
			漁港における新たな海業等の取組件数 (目標：令和8年度までに、500件)			
	2)浜の活力再生プランの見直し		新たな浜の活力再生プランの着実な推進による漁業者の所得向上			
	3)みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進					
	衛星利用による漁場探索の効率化					
	GOSAT-GWの 本格活用に 向けた情報収集	GOSAT-GWの本格活用に向けた検証		GOSAT-GWの観測情報の本格活用		

【主な取組の現状】

1) 令和6年(2024年)4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」により漁港施設等活用事業を創設し、海業の推進に取り組む地方公共団体、漁協、民間事業者等に対して、「海業の推進に取り組む地区」を全国から募集し、その取組を推進するべく個別に助言・指導を行ったほか、「海業推進全国協議会」において優良な取組事例として発表の機会を設けるなど普及・横展開を図った。(農林水産省)



地元水産物を提供してくれる水産食堂
(提供：鋸南町)



6次産業化施設「UMIKARA」での昼市の様子
(提供：高浜町)

2)「浜の活力再生プラン」について、令和 6 年度で終期を迎えるプランにおいて、今期の取組を評価した上で、新たに海業による漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等の幅広い地域活性化の取組の位置づけを可能とした浜プランの見直しを踏まえた新たなプランへの更新を順次進めた。(農林水産省)

3)持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定(R3.5)し、令和 12 年(2030 年)までに漁獲量を平成 22 年(2010 年)と同程度である 444 万トンまで回復することや 2050 年カーボンニュートラルの実現等が盛り込まれている。水産関係としては、ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現すべく取組を進め、漁獲量 444 万トンへの回復に向け、資源管理をする上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りながら、資源の維持・回復に取り組んだ。また、環境負荷低減への対応として、衛星利用による漁場探索の効率化、省エネ機器の導入等による燃油使用量の削減を図るとともに、海草・海藻類を対象として藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法を開発し、その手法で算定した結果をインベントリとして国連に報告するなど、各種施策の推進に努めた。(農林水産省)

(2) 科学的知見の充実

海洋科学技術・イノベーションは、我が国の経済・社会の発展、経済安全保障のみならず、自然災害や気候変動への対応、海洋環境・海洋生態系の保全等の地球規模課題や Society 5.0 の実現にも貢献する。また、人類のフロンティアである深海や極域の研究の推進は、国民に科学への興味と関心を抱かせるとともに、人類の知的資産の拡大にも貢献する。このため、中長期的視点に立ち基礎研究を推進する。

また、海洋と宇宙との連携、AI・量子等の他分野との融合等を含めた最先端の研究開発を推進するとともに、市民参加型科学の推進を始めとする「総合知」の活用により、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会還元・実装を進めていく。この際、国内外の社会情勢や科学技術の変化に柔軟に対応する。

ア 海洋調査・観測体制の強化

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

ウ 市民参加型科学の推進

【KPI】

- a) 海洋調査の実施件数（現状：約 2,800 件（実績）（平成 30 年度からの 5 年間累計）、目標：約 2,800 件を確保（令和 5 年度からの 5 年間累計））
- b) アルゴフロートによるプロファイル数（現状：11,403/年（平成 29 年度～令和 3 年度実績の 5 年分の平均値）、目標：11,500/年（令和 5 年度～令和 9 年度実績の 5 年分の平均値））

【工程表】

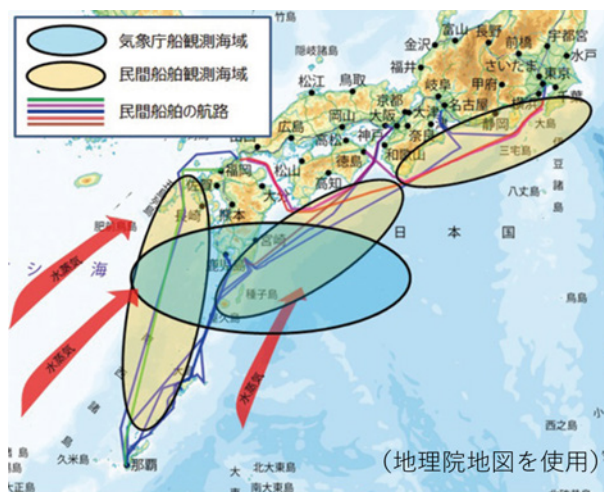
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
		令和5年度戦略目標「海洋とCO ₂ の関係性解明と機能利用」の下での戦略的創造研究推進事業の実施				
ア 海洋調査・観測体制の強化		1)技術開発も含めた海洋観測網の維持・強化、定期的・持続的・包括的な海洋調査・観測の実施				
		2)海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入				
		3)精密な地理空間情報の整備のための水路測量・測地観測等の実施				
イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興		1)「AUV戦略」の策定	「AUV戦略」の実施			
		2)高精度・効率的な観測・探査に向けた通信技術、センサー等の研究開発				
		3)海洋調査船、無人探査機、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ等の研究プラットフォームの整備・運用				
		4)「海の次世代モビリティ」の利用実証、ユースケース開拓	普及戦略の策定、地域との連携による効果実証、利用環境整備等			
ウ 市民参加型科学の推進		「市民参加による海洋総合知創出手法構築プロジェクト」の実施				

【主な取組の現状】

ア 海洋調査・観測体制の強化

1) 線状降水帯による大雨の予測精度の向上を図るため、海洋気象観測船、測量船や民間船舶による海上水蒸気観測を引き続き実施した。（国土交通省）

・海洋気象観測船、アルゴフロート、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測を実施した。このうち、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施した。（国土交通省）



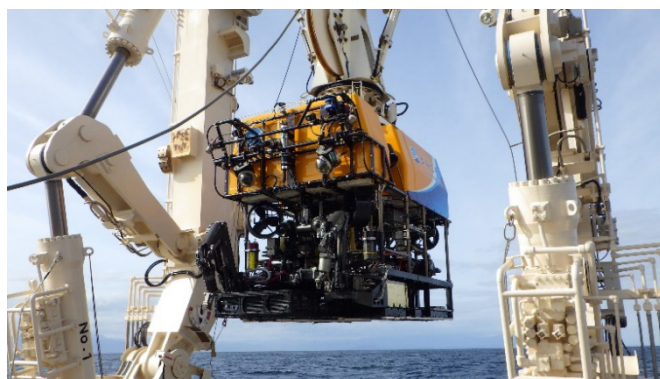
海上水蒸気観測の観測エリア
(提供：気象庁)

・自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロートの投入、時系列観測係留ブイの設置、船舶による観測等を組み合わせ、大気から海洋までの統合的な海洋の観測網の構築を進めた。（文部科学省）

2) JAMSTEC では、無人探査機「かいこう」のランチャーレス運用の実用化に向けて、令和5年度の「新青丸」に続き、令和6年度は「かいめい」においても公募機器としての供用を開始した。（文部科学省）



新たに就役した測量船「さくらびき」
（提供：海上保安庁）



無人探査機「かいこう Mk-IV」
（提供：JAMSTEC）

3) 測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施した。（国土交通省）

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

1) 2023 年 12 月に策定した「AUV 戦略」の方針に沿って、AUV 実証試験を実施しその利用効果や課題を抽出した。また、官民の議論の場である AUV 官民 PF を通じて、注力すべきユースケースや制度環境整備等の検討を行った。（内閣府）

2) コスト削減、並びに民生分野を含む「自律型無人探査機(AUV)」「UUV」の研究開発の効率化等を見据えて、ハード/ソフトウェアおよびインターフェース等の共通化を図った長期運用型 UUV（試作品）の性能確認試験を実施した。（防衛省）

・JAMSTEC では、標準化を見据えた深海センサーの開発や、気候変動研究に資する観測を、SI トレーサブルな基準に基づいて行うことができる体系の確立に継続して取り組んだ。（文部科学省）



長期運用型 UUV（試作品）
（提供：防衛装備庁）

3) JAMSTEC では、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファシリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施している。さらに、スーパーコンピュータを運用している研究機関との情報交換を行いつつ、2021 年から運用を開始した第 4 世代の地球シミュレータの運用を行った。（文部科学省）

4) 沿岸・離島地域が抱える課題解決のために活用が期待される海の次世代モビリティ（ASV（小型無人ボート）、AUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）等）について、令和3年度から計22件の実証実験を実施。6年度には「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」において、更なる社会実装に向けた課題の整理を行った。（国土交通省）

ウ 市民参加型科学の推進

・海洋分野における総合知を創出するための手法の構築のため、外部評価委員会と採択機関における意見交換等を行うことで、これまでの取り組み状況を確認するとともに、成果の創出に向けた今後の取り組みの在り方について検討等を行った。（文部科学省）

(3) 海洋における DX の促進

現在、我が国の様々な分野において DX が進められている。海洋における DX は、海域で発生する自然災害の防災・減災、海洋産業における利用、包括的・持続的な海洋調査・観測を含めた科学的知見の充実等に不可欠のものである。

DX の要はデータであり、データは新産業を産み出す基盤となり得るものである。既に国際海運や養殖を含む水産業等で、データサイエンスを活用した産業が勃興しつつある。産学官でまずは利用してみるという姿勢で、海洋に関するデータの共有・利活用を加速し、データ解析・分析手法の開発も行いながら、膨大な海洋データを用いたデータ駆動型研究を推進することで、付加価値をもった情報を基にしたイノベーションを創出する。

- ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備
- イ データの共有・利活用の促進

【KPI】

・海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API 公開項目数、API 利用件数（再掲）
（現状：アクセス件数（平均値）：12,100 件/日、API 公開項目数：96 件（令和6年度）、API 利用件数（平均値）：8,100 件/日（令和6年 1 月～12 月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで））

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 情報インフラ及び データ解析技術の 整備	1)スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の整備・運用					
	2) 海洋のデジタルツインの構築					
イ データの共有・利活用 の促進	1) 「データ統合・解析システム（DIAS）」の運用・利用拡大					
	DIASの解析環境を利用した共同研究課題の実施					
	2) 海洋状況表示システム「海しる」等を活用した海洋情報の共有体制の強化					
	3) サイバーセキュリティの対策の実施					

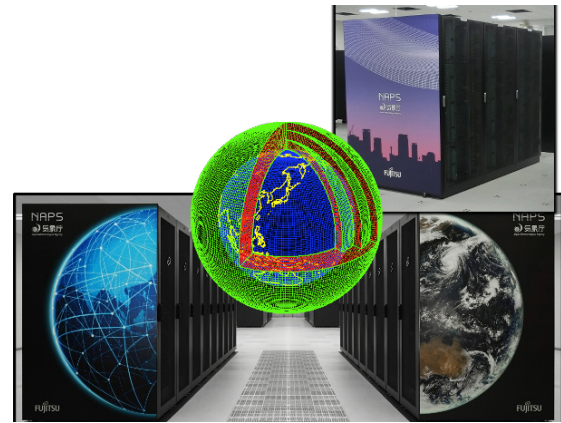
【主な取組の現状】

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

1) 地球科学研究の発展のため、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」の運用、ならびに利用者への技術支援、機器類の整備・更新を進めているほか、この地球シミュレータを用いて文部科学省の気候変動予測先端研究プログラムにおける気候モデルの開発等の他、台風や地震などの自然現象理解に資する研究や防災策に資する研究等を行った。各研究では高度な数値計算の他、AI 技術等が取り入れられており、先端的な融合情報科学研究を進めた。（文部科学省）



地球シミュレータ
(提供：JAMSTEC)



気象庁スーパーコンピュータシステム
(提供：気象庁)

・自動海洋観測ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築している。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用した。(国土交通省)

2) 観測データと大規模シミュレーションによる海洋デジタルツインの研究開発として、海ごみデジタルツインの構築、データ連携ソフトウェアの開発等を行った。(文部科学省)

イ データの共有・利活用の促進

1) DIAS（データ統合・解析システム）を長期的・安定的に運用するとともに、地球環境データ（地球観測データ、気候予測データ等）を活用した気候変動対策、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を実施した。また、DIAS の解析環境を利用する共同研究課題を実施するとともに、得られた成果を公表した。(文部科学省)

2) 「海しる」の機能強化及び一層の海洋データ連携の強化のため、自発的な発展が可能なコミュニティを官民で形成すべく、コンテストやワークショップ、シンポジウムを開催する等、まずは普及の観点から取組を実施した。(内閣府)

3) 自動運航船の 2030 年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、2024 年 6 月に設置した「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めた。また、国際海事機関（IMO）における国際ルール策定作業を主導した。(国土交通省)

(4) 北極政策の推進

我が国の北極政策の三つの柱（研究開発・国際協力・持続的な利用）を今後も推進していく。具体的な取組としては、観測の空白域の解消に資する北極域研究船の着実な建造や北極域研究加速プロジェクト（ArCSⅡ）等による観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有の推進、先住民との連携強化、北極海航路に関する情報収集と産学官協議会を通じた情報提供、関係する各分野での国際ルール形成への貢献及び水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める。

特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用できるように国際研究プラットフォームとしての利活用方策や航行計画を検討する。

また、これらの取組を二国間協議や国際会議の場で発信することで、日本のプレゼンスの向上を図る。

【KPI】

- ・北極域研究船の建造時期（現状：令和3年度着工、目標：令和8年度就航）

【海洋開発重点戦略の主な成果指標】

我が国の北極政策に対する理解促進及び関係各国との連携強化を図るため、令和6（2024）年度までに、北極圏国や北極圏外の関心を持つ10か国・地域以上を対象として、ポテンシャルのある北極関連の各分野の専門家やステークホルダーを特定、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度には、同対象国等を対象とした国際シンポジウム・ワークショップを各年度2回以上開催する。

また、令和8（2026）年度の「みらいⅡ」の就航以降、国際的な観測計画において、各国の機関との調整、若手研究者等の参加促進、情報発信等に中核的な役割を果たすとともに、共同観測に参画し、実施後のデータ共有・利活用を促進すること等により、国際研究プラットフォーム化を実現していく。このうち、若手研究者等の参加促進に関しては、国際研究プラットフォームとして、「みらい」及び「みらいⅡ」へ乗船した国内外の若手（40歳以下）の研究者、技術者等の人数を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの累計で200名程度とする。

令和9（2027）年には、国際北極科学委員会（IASC）が主催する研究コミュニティの年次会合である Arctic Science Summit Week（ASSW）を日本で開催し、北極研究に関する国際的な協力・協働等について議論する。

これらの成果を活用するとともに、関係各国との協調・連携を強化していくことで北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
研究開発	1)北極域研究船の着実な建造					北極域研究船の 運航国際研究 プラットフォーム としての運用
	2)北極域研究船の国際研究プラットフォームとしての運用に向けた検討・準備					
	3)ArCSⅡ等による北極域研究の推進					
			「みらい」を活用した北極域研究の加速		・「みらいⅡ」を活用した北極域研究の加速 ・「みらいⅡ」の国際研究プラットフォーム としての活用	
			協力分野拡大のための 可能性に関する調査事業	●国際シンポジウム・ワークショップの開催 ●大阪万博の機会を活用した情報発信等	北極海航路、 北極域における 鉱物資源・ 生物資源開発等	
			結果を活用	結果を活用	活用	結果を活用
			「我が国の北極政策」（平成27年総合海洋政策本部決定）の着実な実施 「みらいⅡ」の着実な建造（R8年度就航）と運用			
国際協力	北極評議会を始め関連国際 会議における情報収集・政 策発信	北極評議会を始め関連国際 会議における情報収集・政 策発信	北極評議会を始め関連国際 会議における情報収集・政 策発信	北極評議会を始め関連国際 会議における情報収集・政 策発信	北極評議会を始め関連国際 会議における情報収集・政 策発信	北極評議会を始め関連国際 会議における情報収集・政 策発信
持続的な利用	北極海航路に関する情報収集や産学官での情報共有					

【主な取組の現状】

研究開発

1) 令和 8 年度の北極域研究船「みらいⅡ」就航に向けて、令和3年度から建造に着手し、令和 5 年度は各種設計を概ね完了、加工を開始し、令和 6 年度には進水を行う等、建造を着実に実施した。（文部科学省）

2) 国際研究プラットフォームとしての運用に向けて、第 1 回北極域研究船「みらいⅡ」シンポジウムの開催（開催日:令和6年 12 月 5 日）や国際的な北極関係会合・イベントを通じて、関係各国との連携に関する議論を行った。（文部科学省）

3) 地球規模課題の対処に向け、R2 年度に開始した北極域研究加速プロジェクト（ArCSⅡ）を推進し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施した。更なる取り組みの強化のため R7 年度から実施予定の北極域研究強化プロジェクト（ArCSⅢ）の公募を行い、審査を経て採択した。（文部科学省）



2025 年 3 月 19 日、「みらいⅡ」
命名・進水式の様子
（提供：JAMSTEC/JMU）

国際協力

・段階的に再開されている北極評議会（AC）の各作業部会において、関係省庁・関係機関が出席し、我が国の科学技術面の貢献につき発信した。また、北極サークルや北極フロンティア等の北極関連国際会議に北極担当大使や在ノルウェー大使が出席し、我が国の北極政策の発信や各国の動向の情報収集を行った。また、AC の今後の運営方針に関する情報を収集した。（外務省）



北極サークル総会 2024 の様子
（提供：北極サークル）

・北極域国や北極域外の関心国や地域を対象とした調査事業に関し、入札公告・審査等を経て、令和6年 11 月に委託業者を選定・調査事業開始。米国やカナダをはじめとする各国の北極政策の情報収集・分析及び北極専門家・ステークホルダーからのヒアリングを 25 件以上実施し、これらの内容をまとめた報告書を作成、得られた情報を令和7年度に開催予定の国際シンポジウム・ワークショップの開催にあたって活用する等の成果が得られた。（内閣府）

持続的な利用

・北極関係省庁・関係機関連絡会議を開催し、定期的な情報交換会を実施するとともに、我が国の取組に関する情報を北極関係公館にも共有することで、我が国の北極政策の発信・プレゼンス向上につなげた。（外務省）

(5) 国際連携・国際協力

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。

国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際機関における我が国の人的プレゼンスを含め、国際機関や国際会議への積極的な参加・貢献を通じ、国際ルール形成を主導していく。また、海洋に関する紛争や利害の対立等に際しては、国際ルールに則して対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

インド太平洋海域の海洋安全保障における我が国のリーダーシップを発揮し、対話を促進するため、海洋分野においても、ODA を戦略的に活用する。

具体的には、諸外国（特にインド太平洋諸国）への海洋に関わる課題解決の支援について、海上法執行、捜索救助、MDA 等能力の構築に向けた巡視船を含む機材供与や、海上保安政策プログラム（MSP）の拡充を含む人材育成・交流等の取組を引き続き戦略的に進めていく。その際、効率的かつ効果的な支援のため、総合的な支援戦略の策定及び途上国のニーズに合致した巡視船等を迅速かつ安価に提供するための巡視船の標準化等の検討が重要である。

また、ODA とは別に、軍等に対する資機材供与やインフラ整備等を通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献する新たな無償資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援（OSA）を創設した。OSA を活用し、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与していく。

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

SDG14 への貢献に関しては、海洋に関わる多様なリテラシーの向上と各国が抱える海洋に関わる課題（海洋汚染の防止、生態系の保全、水産資源の管理と経済便益の増大及び零細漁業の振興や、防災/減災・海洋産業振興の科学技術開発等）への協力を強化・拡充する。あわせて、それらの解決が可能な専門人材の育成・交流等、諸外国の海洋に関わる課題解決に向けた我が国 ODA による知見の蓄積と提供等の協力を継続・強化する。

【KPI】

a) 海上法執行能力強化のための技術協力及び研修等への参加国数（現状：20 カ国（令和 5 年度の実績）、目標：20 カ国以上（令和 7 年まで）

b) 海上安保分野の人材育成・人材ネットワーク強化のための研修・セミナー等への参加者数（現状：613 人（令和 6 年度の実績）、目標：800 人以上（令和 7 年まで）

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 「海における法の支配」及び 国際ルール形成の主導	1)アワオーシャン会議等の活用 (ハイレベルによる出席やコミットメントの発表、海洋基本計画や官民含む日本モデルの発信等を通じて国際社会における我が国のプレゼンス強化、「海における法の支配」及び科学的知見に基づく政策の実施」の浸透を推進する。)					
	2)国際連合等における海洋に関する議論への積極的な対応 (IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画し、各施策の進捗に応じ発信・連携を強化する。)					
イ 総合的な海洋の安全保障に 向けたインド太平洋地域等の 諸外国との連携強化	第19回 ISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	第20回 ISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	ISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	ISSアジア 安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	ISSアジア 安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	ISSアジア 安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)
	第7回日ASEAN 防衛担当大臣会合	第8回日ASEAN 防衛担当大臣会合		1)日ASEAN防衛担当大臣会合、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス)等国際枠組みを積極的に活用し、我が国の 安全確保や関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化する。		
	第9回拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)	第10回拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)	第11回拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)			
	2)海上法執行能力強化のための人材育成					
	海上法執行能力強化のための技術協力、研修等の実施 (目標：令和7年度までに、20か国以上、800人以上)					
ウ 持続可能な海洋の構築に 向けた協力強化				持続可能な開発目標 (SDG) 14 実施支援国連会議 (国連海洋会議)		
	1)日本が表明した自主的取組やアクションプラン等の着実な実施・履行					
	2)2021～2030年「国連海洋科学のための10年」					

【主な取組の現状】

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

1) 令和6年4月にギリシャにおいて開催された第9回アワ・オーシャン会議に、木原晋一内閣府総合海洋政策推進事務局次長が日本政府代表として参加し、気候変動や海洋の安全保障を中心に、計22件、約13億ドル相当の取組を、本会議における海洋分野における我が国の取組として発表した。(内閣府)

・また、令和7年4月に韓国において開催予定の第10回アワ・オーシャン会議及び第5回APEC海洋担当大臣会合に向けた準備を行った。(内閣府)

・加えて、令和7年3月12～13日、東京において日本財団及びエコノミストグループ共催「世界海洋サミット/ワールドオーシャンサミット2025」が開催され、持続可能な海洋経済の発展を目的とした異なる業種間で議論が行われた。初めて東京での開催となった今回は、石破総理大臣がスピーチを行い、また坂井海洋政策担当大臣が我が国の海洋政策につき基調講演を行った。(内閣府)



世界海洋サミット/
ワールドオーシャンサミット 2025

2) 国連海洋法条約締約国会合(SPLoS)や国連総会決議「海洋と海洋法」等を議論する海洋法関連会合に積極的に参加し、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展に向けて取り組んだ。なお、令和6年に国連海洋法条約(UNCLOS)の締約国が170か国(欧州委員会を含む)に増加した。(外務省)

・令和5年2月に気候変動に伴う海面上昇により海岸線が後退した場合も、国連海洋法条約に従って設定された既存の基線の維持は許容されとの立場を採ることとした旨を発表しており、同立場に基づき各国と連携して国際社会に働きかけた。(外務省)

・令和5年6月に採択された国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）の発効後の実施に向けた準備委員会が設置され、日本は、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用との間の均衡を確保し、関連する国際的な枠組みを尊重した、健全かつ効果的な協定の実施の仕組みを作るべく、議論に積極的に参加した。（外務省）

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

1) ADMM プラスやWPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいる。令和6年度は、ADMM プラスの枠組みにおいて日本がフィリピンと共同議長を務める海洋安全保障専門家会合を令和7年3月に日本で開催し、海洋安全保障分野における国際連携を推進していく重要性を訴え、今後の更なる協力に向け参加国間で認識を深化させた。また、令和6年12月にインドネシア国防省と共催で海洋協力及び連結性会議を開催し、防衛の観点から、重要なシーレーンが通過するインド太平洋地域に繋がりを持つ参加国等と地域の海洋安全保障課題について議論し、信頼醸成や相互理解を促進した。（防衛省）



海洋安全保障専門家会合 令和7年3月
（提供：防衛省）

・令和6年6月、シンガポールにて開催された第21回「アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）」に防衛大臣が参加し、「地域横断的な安全保障秩序の課題」をテーマにスピーチを行った。同会合には海上保安庁も初めて参加し、海上法執行に関する特別セッションにおいて、海洋における法の支配という普遍的価値観の共有を図った。（国土交通省、防衛省）

2) 令和5年度までのフィリピン沿岸警備隊及びマレーシア海上法令執行庁に加え、新たにインドネシア海上保安機構に対して JICA 長期専門家を派遣し、海上保安、海上法執行等に関する能力向上支援に取り組んだ。（外務省、国土交通省）

・OSA 創設2年目となる令和6年度は、令和7年2月までに、フィリピンに対し複合艇や沿岸監視レーダーシステム等の供与、インドネシアに対し高速警備艇の供与、ジブチに対し沿岸監視レーダーシステム等の供与をそれぞれ内容とする書簡の署名・交換を完了した。（外務省）

・能力向上支援に関しては、ジブチ、スリランカ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島の海上保安機関職員に対し、海上法執行、油防除、救難技能、捜査・鑑識、立入検査等に係る能力向上支援を現地及びオンライン研修にて実施した。また令和6年度新たにフィジーにも派遣してツバル、トンガ、フィジー、ミクロネシア、ナウルの海上保安機関職員に対し、立入検査や傷病者の搬送に関する能力向上支援を実施した。さらに、令和6年5月にフィリピンにて、米国沿岸警備隊



スリランカ沿岸警備庁への能力向上支援
（提供：海上保安庁）

と連携しフィリピン沿岸警備隊等に対する能力向上支援を実施し、令和 6 年 11 月には韓国にて、米国沿岸警備隊及び韓国海洋警察庁と連携して ASEAN 及び太平洋島しょ国等の海上保安機関職員に対する能力向上支援を実施した。（国土交通省）

・海上保安政策プログラムに関しては、令和 6 年 9 月に第 9 期 10 名（バングラデシュ 1 名、インドネシア 2 名、マレーシア 1 名、フィリピン 2 名、スリランカ 2 名、日本 2 名）が同プログラムを修了し、平成 27 年の開講以来延べ 69 人の修了生を輩出した。（国土交通省）

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

1) 生物多様性国家戦略 2023-2030 等に従い、30by30 目標等の達成に向けて、海域における OECM の検討等を行った。（環境省）

2) 国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所（SYKE）との研究協力協定に基づき、ブラックカーボン（BC）や短寿命気候強制因子の国家排出インベントリの算出方法の比較など、北極域の気候・環境研究に関する情報交換を定期的に行った。（環境省）

・海洋観測に関する国際協力として、JAMSTEC において、「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」（2021-2030）に貢献するアクションとして承認された国際プログラムやプロジェクト等への参加及び、新規アクションに関する議論や提案を通じて、「国連海洋科学の 10 年」の推進に貢献する等の取組を実施した。（文部科学省）



「国連海洋科学の 10 年」推進イベントの様子
（提供：文部科学省）

（6）海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

海の恵みを子孫に引き継ぎ、海洋立国を実現するためには、その基盤となる海洋人材の育成・確保が重要である。特に、洋上風力発電等の新たなニーズが高まるとともに、海洋においても DX が求められる現状において、海洋産業の魅力や重要性を発信しつつ、産業構造の転換に対応した高度な海洋人材を育成・確保することや、デジタル化に関心の強い学生を海洋分野に引きつけることは、我が国の成長戦略の柱として必要な取組である。

海洋人材の育成は、子どもや若者が海に親しみを持ってもらう中で、海に関わる産業の存在や、その重要性、将来性、魅力を認識すること等により関心を持つところから始まる。このため、学校を中心として海洋に関する教育を推進する。

また、人材育成・確保を含めた海洋政策推進のため、海洋科学技術への市民参加型科学の推進等を通じて、人類のフロンティアとしての海、海洋生態系、海洋に係る我が国の位置づけ、地域に根ざした海洋の歴史・文化等の理解、持続可能な海洋や幅広い海洋に関する知識の習得等、海洋に関する国民理解の増進に努める。

その際、「海の日」制定の意義を踏まえ、「海の日」の更なる活用方策を検討するとともに、国民が海を身近に感じられるよう、安全への配慮等も含め、海洋に実際に触れあう機会を充実させることが必要である。

ア 海洋人材の育成・確保

- ① 海洋産業の振興と産業構造の転換への対応
- ② 海技者教育・専門家の育成
- ③ 海洋におけるDXへの対応
- ④ 多様な人材の育成と確保

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

【KPI】

・外航船員新規就業（現状：159人（平成30年～令和4年の平均）、目標：160人（令和5年～令和9年の平均））

・多科配乗の改善に向けた大学のカリキュラム改定（現状：東京海洋大学及び神戸大学については、既にカリキュラム改正済（令和6年度）、目標：商船系大学におけるカリキュラム改定を乗船実習配乗計画へ反映し、3科以上の混乗を3回に抑制（令和9年度））（注：移行期は一時的に状態が悪化することがあり得る）

【工程表】

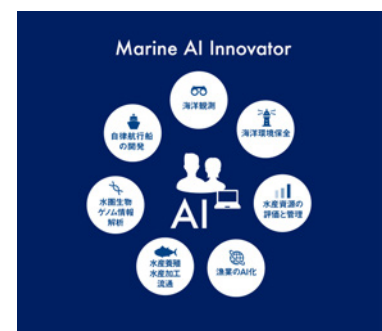
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 海洋人材の育成・確保	各分野に応じて専門人材を育成・確保 1) 海洋産業の育成と構造転換に対応した人材の育成・確保等 2) 産学官の連携による船員教育機関での乗船実習教育における多科・多人数配乗の改善（商船系大学におけるカリキュラム改定の乗船実習計画への反映） 3) 諸施策による船員への就業・定着の推進 4) 船員・水産業等での若年者の確保・女性活躍の推進等の多様な人材の育成と確保					
イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進	1) 海洋教育推進事業等による海洋教育の推進 2) 海の日イベント等					

【主な取組の現状】

ア 海洋人材の育成・確保

1) 洋上風力の事業開発を担う人材、エンジニア、専門作業員の育成に向け、カリキュラム作成やトレーニング施設整備に係る支援を行っており、支援を受けた事業者により、トレーニング施設が5カ所完成している。また、2024年6月には、産業界と教育・研究機関が連携して人材育成を進めるための枠組みとして、洋上風力人材育成推進協議会（略称：ECOWIND）が立ち上がった。（経済産業省）

・東京海洋大学では、社会人学生も対象に、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」を実施した。（文部科学省）



プログラムで養成する人材像
（提供：東京海洋大学）



海洋産業界によるインターンシップ
での人材育成
（提供：東京海洋大学）

2) 東京海洋大学及び神戸大学におけるカリキュラム改定を独立行政法人海技教育機構の乗船実習配乗計画に反映させ、乗船実習を実施した。(国土交通省)

- ・東京海洋大学では、多科・多人数配乗の改善のため、令和 6 年度から新カリキュラムを導入した。(文部科学省)

3) 優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上につながる、実務内容に即した座学研修と乗船研修を実施した。(国土交通省)



乗船研修の様子
(提供：国土交通省)

- ・令和 6 年 4 月に「海技人材の確保のあり方に関する検討会」を立ち上げた。同年 12 月の中間とりまとめでは、船員不足の深刻化、今後の少子化等も見据えて、陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルートの拡大等の海技人材の養成ルートの強化や、船員職業安定制度の見直しやハローワークとの連携強化等の海技人材確保の間口の拡充等の方向性が示された。(国土交通省)

4) 女性船員については、平成 30 年 4 月の「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」の提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍推進のための情報発信や魅力ある職場づくりなどによる船員の働き方改革に取り組んでいるほか、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」で女性を含む幅広い層にとって働きやすく魅力ある職場環境形成のための取組について検討をした。(国土交通省)

- ・海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給している。(国土交通省)

- ・船員の働き方改革の推進に向けては、船員の労務管理の適正化のための仕組み等の実効性を確保するため、各種ガイドライン等の積極的な周知などを行うとともに、船員行政のデジタル化の取り組みを進めているほか、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」の中間とりまとめで示された快適な海上労働環境形成の促進に資する仕組みの導入等を通じて、働きやすく魅力ある労働環境の形成に取り組む。(国土交通省)

- ・海運業における女性船員数 (国土交通省)

令和 5 年度	879 名
令和 4 年度	861 名
令和 3 年度	820 名
令和 2 年度	850 名

- ・日本船舶・船員確保計画の認定事業者に対して、船員の育成経費の補助を行った。(国土交通省)

令和 6 年度補助実績：75 者 (230 名分)

・退職予定自衛官に対する再就職支援において、船員への再就職を希望する海上自衛官等に対し、海技士等の資格取得に係る職業訓練を実施。また、令和6年6月、内閣府、水産庁、国土交通省及び防衛省の連名で、海運業・漁業等への退職自衛官の再就職の円滑化に向けた協力要請文を発出。更に、令和6年12月に取りまとめた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」において「関係省庁と防衛省が連携して、退職する自衛官が自衛隊の勤務を通じて培った技能を活かし、民間企業でも通用する海技士や航空整備士といった公的資格を取得しやすくするためのプロセスの簡素化に取り組む」こととしており、海技士について国土交通省と連携し免許講習の免除など更なる簡素化を検討した。（防衛省）

・漁村において、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む女性の活動を促進するため、資質向上のための人材育成研修を実施するとともに、漁村女性グループによる加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組への支援を行った。（農林水産省）

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

1) 令和6年6月に「ニッポン学びの海プラットフォーム」第3回会合（関係府省・関係機関で構成）を開催し、第4期海洋基本計画における海洋の人材育成・確保、国民の理解増進に向けた取組を確認し、情報共有するとともに、令和6年度の取組予定や府省横断的に取り組むべき内容等について議論を行った。なお、今年度の第3回会合より防衛省がプラットフォームの構成員に加わった。（内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

・キャリア教育・教科等横断的な学習の推進を行うため、政府及び政府関係機関の海洋教育に係るコンテンツを取り纏めた中学生・中学校向けリーフレットの作成を行い、学生や海洋教育関係者が集まる行事等で配布した（令和6年度は合計300部程度を配布）。また、高等学校の必修修科目である「情報Ⅰ」での活用に向けた海洋データの分析動画（全編、前半・後半版）等を制作した。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

・学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」及び同プログラムに応じたオンライン授業動画を全国の小・中学校教員への周知を図った。（国土交通省）

・JAMSTECでは、海洋STEAM事業においてこれまでの調査研究活動を通じて得られた成果や画像データ等を活用して、海洋分野に関連する学習指導要領に沿ったSTEAM教材を制作した。また、地方自治体と連携し、制作した教材を学校授業に導入した。（文部科学省）

・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）において、探究・STEAM教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐポータルサイトであるサイエンスチームの構築を進めた。（文部科学省）



中学生・中学校向けリーフレット

2) 「海の日」や夏季休暇の自由研究を検討する時期に合わせ、小学生・中学生・高校生向けの政府広報を行った（毎日小学生新聞、読売 KODOMO 新聞、読売中高生新聞に掲載）。（内閣府、国土交通省）



小学生の自由研究に向けた政府広報

・毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を契機として、国民の海洋や海事産業への理解・関心を高めるためのイベントを全国各地で実施しており、令和6年度は東京都江東区青海及び有明多目的埠頭にて「海の日記念行事」を開催した。（国土交通省）



令和6年度海の日記念行事写真
（提供：国土交通省）

・海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、令和6年7月に「第17回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）の受賞者を発表した。（国土交通省）

・SNS（X(旧 Twitter)・Instagram・YouTube）を積極的に活用し、継続的に海や船に関する情報発信を行っており、現在の SNS 総フォロワー数は約 10,000 人を超えている（国土交通省）。

・JAMSTEC では、令和6年度は国際科学研究プロジェクトIODP Expedition 405 JTRACK に関し、日本科学未来館における特別展示の実施をはじめとして、博物館等と連携したライブ中継の実施など、積極的な広報活動を行った。また、全国各地の科学館・博物館・水族館や連携する地方公共団体の海洋イベント等に協力し海洋研究開発の紹介を行い、研究施設等の一般公開を開催した。（文部科学省）



日本科学未来館特別展示・ギャラリートークの様子
（提供：JAMSTEC）